

鹿児島県立吹上高等学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法 第2条第1項（いじめの定義）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

目 標

「いじめはどの子どもにも起こりうる」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、心豊かで安全・安心な学校をつくる。

【いじめ問題対策委員会】

- 【目的】 いじめの防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、関係者とも適切に連携して、いじめ防止のための対策を推進する。
- 【構成】 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談係、人権同和教育係、外部委員
- 【内容】 ・年間を通した取組等について検討
・年間の取組の検証、次年度計画の検討

PTAとの連携

- 学級PTA
- 学年PTA
- PTA総会の活用

学校の取組

- 未然防止
 - ・ささいなことも情報共有できる環境づくり
 - ・いじめ0を目指した「いじめ問題を考える週間」の設定
 - ・情報モラル指導の充実
- 早期発見
 - ・定期的な生徒アンケートの実施
 - ・教育相談等
- 対応（いじめ発生時）
 - ＜組織的・継続的な対応＞
 - ・校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制を整え、委員会での対応方針に添って学校全体で組織的にその解決に当たる。
 - ・対応方針や具体的な対応について全教職員が共通理解し、連携及びスムーズな対応が図れるようする。
 - ・必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・保護者が継続的に相談しやすい環境づくりに努める。
 - ＜初期対応及び保護者への対応＞
 - ・教職員間の連携を図り情報収集を行う。
 - ・学校の対応方針を具体的に示し、保護者の理解を得る。
 - ・学校として、いじめられている子どもを守り抜くという誠意ある姿勢を示す。

県教委との連携

- 研修会等への講師派遣

関係機関との連携

- 警察
- 児童相談所等